

○甲州市水道事業給水条例施行規程

平成17年11月1日

企業管理規程第21号

改正 平成19年10月1日企管規程第3号

平成23年11月30日企管規程第3号

平成28年3月1日企管規程第1号

平成29年12月28日企管規程第3号

令和元年11月20日企管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、甲州市水道事業給水条例(平成17年甲州市条例第170号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水源及び水道施設の管理)

第2条 水源及び水道施設は、常に清潔に保持するものとする。

2 配水管は、常に良好な状態で維持するとともに、漏水の防止に注意し、有効水量率を75パーセント以上に保持するように務め、工事、事故等により断水したときは、泥吐きを完全にし、かつ、残留塩素を確認した後に給水を行うものとする。

(1戸の定義)

第3条 条例において「1戸」とは、1世帯又はこれに準ずるもので管理者が認めたものをいう。

(給水装置等の共同設置)

第4条 給水装置及び私設消火栓は、2戸以上が共同して設置することができる。

(工事の申込み)

第5条 条例第5条の給水装置工事の申込みは、給水装置工事許可申請書(様式第1号)により行わなければならない。

2 条例第7条第4項の規定により利害関係人の同意書を求めることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 他人の土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。
- (3) その他管理者が同意書を必要とするとき。

3 給水装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事取消届（様式第2号）により行わなければならない。

（設計審査の申請）

第6条 条例第7条第2項の規定によりあらかじめ市の審査を受けようとする者は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）給水装置工事設計精算書（様式第3号）
- （2）自己材料確認申請書（様式第4号）
- （3）配水施設移管申請書（様式第5号）
- （4）念書（様式第6号）
- （5）道路占用協議書又は道路占用許可書

2 設計審査に合格したものについては、給水装置工事許可書（様式第7号）を交付するものとする。

（工事検査）

第7条 条例第7条第2項の規定により工事検査を受けようとする者は、給水装置工事完成届（様式第8号）のほか、必要に応じ、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）完成平面図
- （2）給水装置工事設計精算書

2 条例第7条第2項の規定による工事検査は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- （1）給水管の管種、口径及び延長並びにメーター及び止水栓の位置の正否を竣工図と照合すること。
- （2）分岐箇所、接続箇所、屈曲箇所等の施工技術の適否をすること。
- （3）給水管の埋設の深さの正否をすること。
- （4）水圧試験による耐圧検査をすること。
- （5）その他管理者が必要と認める事項

3 工事検査に合格した者については、給水装置工事完成検査合格証（様式第9号）を交付するものとする。

（代理人及び管理人の選定）

第8条 条例第13条の規定により代理人を選定したときは、代理人届（様式第1

0号)により管理者に届け出なければならない。

- 2 条例第14条の規定により管理人を選定したときは、給水装置管理人(選定・変更・住所変更)届(様式第11号)により管理者に届け出なければならない。
- 3 未成年者その他管理者が適当でないと認めた者は、代理人及び管理人となることができない。

(メーターの亡失等の届出及び弁償)

第9条 メーターを亡失又はき損したときは、水道メーター亡失(き損)届(様式第12号)により管理者に届け出なければならない。

- 2 条例第16条第3項の規定によるメーターの弁償額は、管理者が別に定める。

(届出)

第10条 条例第12条及び第17条の規定による届出及び届出義務者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を開始、中止又は廃止するときは、水道使用(開始・中止・廃止)申請書(様式第13号)により、所有者及び使用者が連署で届け出なければならない。
- (2) 消火栓を消火演習に使用するとき、又は消火に使用したときは、消火栓使用申請書(様式第14号)により使用者が届け出なければならない。
- (3) 使用中の給水装置の権利義務を承継したときは、給水装置所有権(使用者)変更届(様式第15号)により新旧所有者が連署で届け出なければならない。ただし、新所有者が土地の取得を証する書類を添付したときは、旧所有者の署名は、必要としない。
- (4) 管理人が交替したときは、給水装置管理人(選定・変更・住所変更)届により新旧管理人が連署で届け出なければならない。

(給水装置の修繕費等の免除)

第11条 条例第19条第3項ただし書の規定により免除することができる修繕費は、次に掲げる修繕等とする。ただし、故意又は過失によるものは、修繕を行う必要を生じさせた者の負担とする。

- (1) 配水管から止水栓までの修繕
- (2) 管理者が必要と認めた改造及び修繕

(給水装置及び水質の検査)

第12条 条例第20条の規定により給水装置又は供給する水の水質について検査の請求をしようとするものは、給水装置・水質検査請求書（様式第16号）により管理者に請求しなければならない。

（使用水量及び通知）

第13条 条例第23条の規定により算定した使用水量は、上下水道使用量等のお知らせ（様式第17号）により通知する。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

2 条例第23条第2項の規定により隔月に点検する場合の各月の使用水量は、均等に使用したものとみなす。

（水量の認定）

第14条 条例第24条の規定により使用水量を認定する場合は、次に掲げる方法により認定するものとする。

（1）メーターに異常があった場合は、メーター取替後の使用水量、前年同期の使用傾向等を考慮して定める。

（2）使用水量が不明の場合の水量は、前4箇月の使用量及び前年同期の使用傾向等を考慮して定める。

（料金、手数料等の軽減又は免除の申請）

第15条 条例第30条の規定により料金手数料等の軽減又は免除の申請をしようとする者は、料金・手数料等減免申請書（様式第18号）によって申請しなければならない。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、漏水修理証明書（様式第19号）を添付させるものとする。

（納入の方法）

第16条 条例第22条に規定する料金は、管理者が発行する納入通知書又は口座振替により納入しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

2 条例第28条に規定する加入者負担金及び条例第29条に規定する手数料は、管理者が発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による口座振替により納入しようとする者は、水道・下水道料金預金口座振替依頼書、水道・下水道料金自動払込利用申込書兼廃止届（様式第2

2号)に必要な事項を記入し、甲州市水道事業会計規程(平成17年甲州市企業管理規程第12号)第4条第2項に規定する出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に依頼し、若しくは申し込み、又は管理者に提出するものとする。

(督促状)

第17条 条例第22条に規定する料金を督促するときは、管理者が発行する督促状による。

(給水停止処分予告通知)

第18条 管理者は、条例第33条第1号に該当し、給水停止をしようとするときは、使用者に対し、あらかじめ文書により給水停止の予告の通知をするものとする。

(身分証明)

第19条 条例第37条に規定する身分を示す証票は、身分証明書(様式第25号)による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の塩山市水道事業給水条例施行規程(平成10年塩山市企業管理規程第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年10月1日企管規程第3号)抄

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(甲州市水道事業給水条例施行規程の一部改正に伴う経過措置)

3 この規程の施行の際、第2条の規定による改正前の甲州市水道事業給水条例施行規程様式第22号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成23年11月30日企管規程第3号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月1日企管規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日企管規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日企管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(表)

許可月日	許可番号	受付

給水装置工事許可申請書

受付第	号
年	月 日

工事場所			
工事の種類		新設 ・ 改造 ・ 撤去	
申込者	住所		
	氏名		
	電話番号		
<p>上記のとおり工事をしたいので、許可くださるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲州市長</p> <p style="text-align: right;">指定工事業者 代表者 <span style="float: right;">㊟</span></p>			
利害関係人同意書			
土地所有者	番地	氏名	㊟
家屋所有者	番地	氏名	㊟
分岐給水管所有者	番地	氏名	㊟
	番地	氏名	㊟
	番地	氏名	㊟
	番地	氏名	㊟
	番地	氏名	㊟
	番地	氏名	㊟
その他の利害関係者	番地	氏名	㊟
	番地	氏名	㊟
委任状			
委任事項	上記給水工事に関する一切の手続き、権利義務その他の行使を次の者に委任します。		
指定工事業者			
代表者氏名			
委任者氏名	㊟		

(裏)

(位置図)





様式第2号(第5条関係)

		収 納	書類処理	受 付
給 水 装 置 工 事 取 消 届			受付第 号	
			年 月 日	
給 水 装 置 場 所	甲州市			番地
区 分 ・ 番 号	区分	用	水栓番号第	号
工 事 申 込 期 日	年 月 日			
委 託 指 定 業 者				
取 消 理 由	許可番号 第 号			
<p>上記給水装置の工事を取り消したいので、お届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)</p> <p>甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長</p> <p style="text-align: right;">工事申込者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">指定工事業者 代表者 氏 名 ㊟</p>				
設 計	調 査 ・ 未 ・ 済	設 計 費	円	精 算 金
工 事	未 ・ 施 行 中	納 入 概 算 金	円	円
処理			追 徴 ・ 還 付	円



(区名)

平面図(敷地内全体)

立面図(表分岐からメーターまで)

様式第4号(第6条関係)

審 査	受 付

自 己 材 料 確 認 申 請 書

受付第	号
年 月 日	

(あて先)

甲州市水道事業管理者  
甲州市長

指定工事業者  
代表者

㊟

給水装置の工事用として次の材料を使用したいので、確認をお願いします。

材 料 内 容				
材料名	規格	数量	メーカー名	備考

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

配水施設移管申請書

(あて先)

甲州市水道事業管理者

甲 州 市 長

住 所

電 話

氏 名

印

甲州市水道事業給水条例第7条第3項の規定に基づき、次の施設を市に移管します。

所在地	甲州市					番地
路線名	(国・県・市)道					号線
施設概要	管種	管径	延長	土被り	備考	
		mm	m	m		
	表分岐 制水弁 他					

工事期間 着手 年 月 日

完成 年 月 日

添付書類 位置図(住宅地図使用) 標準横断面図(縮尺1:100)

平面図(縮尺1:500程度) 配管詳細図

工事写真:施工前後の状況と配管の状況 2部

※ 配管状況は、既設管接続部及び末端部並びに継手、異形管、弁、表分岐等の箇所と本管の土被り及び占用位置を記載する。

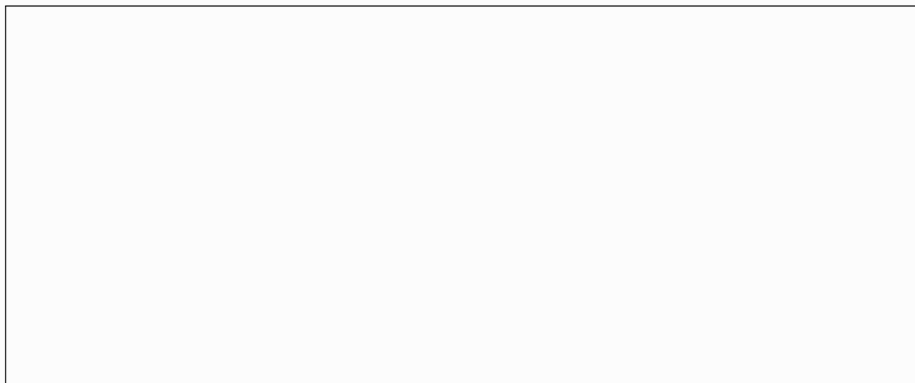
様式第6号(第6条関係)

念 書

甲州市 番地 に埋設する水道管については、  
所有者の移転があった場合にも、譲受人が次の事項を承継する。

- 1 土地使用者の都合による水道管の移設工事に要する費用の負担
- 2 土地使用者の原因による水道管の故障を復旧する工事に要する費用の負担
- 3 水道管故障による復旧工事のために受けた構築物の損失補償請求はできない。
- 4 土地の移転による譲渡人は、譲受人にこの念書を確実に引き継ぐ義務を負う。

位置図



年 月 日

(あて先)

甲州市水道事業管理者

甲 州 市 長

住 所

氏 名



様式第7号(第6条関係)

		第	号
		給水装置工事許可書	
		年	月 日
甲州市	番地		
	様		
		甲州市水道事業管理者	
		甲 州 市 長	印
年 月 日付で申請のあった給水装置の新設・改造・撤去工事の施工を (次の条件を付して、)許可します。			

様式第8号(第7条関係)

検 査	受 付

給水装置工事完成届

受付第	号	
年	月	日

工事場所	
工事の種類	新設 ・ 改造 ・ 撤去
許可番号	第 号
上記の給水装置工事は、 年 月 日完成しましたので、検査くださるようお願いします。	
年 月 日	
(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲州市長	
工事申込者 住所	
氏名	(印)
指定工事業者 氏名	(印)
上記給水装置工事は、検査の結果合格(不合格)と認めます。	
年 月 日	
検査者 氏名	(印)
処置	



様式第9号(第7条関係)

第 号

給水装置工事完成検査合格証

工事申込者

工事指定店

年 月 日第 号で許可した給水装置新設・改造・撤去工事は、  
検査の結果合格と認める。

年 月 日

甲州市水道事業管理者

甲 州 市 長



様式第10号(第8条関係)

		受 付	
代 理 人 届		受付第 号	
		年 月 日	
給 水 装 置 場 所	甲州市	番地	
区 分 ・ 番 号	区分	用	水栓番号 第 号
<p>上記給水装置に係る料金納付その他給水に関する一切の事項は、<span style="float: right;">をして処</span> 理させますので連署の上、お届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長</p> <p style="text-align: right;">給水装置所有者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">給水装置代理人 住 所 甲州市 <span style="float: right;">番地</span> 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p>			

様式第11号(第8条関係)

受 付		受付第		号			
		年 月 日					
給水装置管理人 <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">(</span> 選 定 <span style="font-size: 2em;">)</span> 届 変 更 住所変更							
年 月 日							
(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長							
住 所	氏 名	印	人数	住 所	氏 名	印	人数
次のとおり、管理人を(選定・変更・住所変更)したいのでお届けします。							
給水場所				管理人	住所		
水栓番号				選 定	氏名	㊟	
戸 数	戸	人数	人	旧 管 理 人	住所		
事 由					氏名	㊟	
期 日				新 管 理 人	住所		
					氏名	㊟	

様式第12号(第9条関係)

メーター 台帳	材料係	台帳 処 理	受 付
水道メーター亡失(き損)届		受付第	号
		年 月 日	
(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長			
年 月 日 届出人 住所 番地 氏 名 ① 電 話			
次のとおり水道メーターを亡失(き損)したのでお届けします。なお、代価は、指定の期日までに弁償します。			
設 置 場 所	甲州市		
使 用 者 (届出人と同一 の場合は不要)	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	① 電話	
所 有 者 (使用者と同一 の場合は不要)	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	① 電話	
亡失(き損) 年 月 日	年 月 日		
亡失(き損) 理 由			

ここから下は、記入の必要がありません。

給水区分	専用(一般家事用・営業用・公共施設用)・公衆用・臨時用			水栓番号		
メ ー タ ー	区 分	口 径	番 号	指 針	メーカー	備 考
	旧(取外し)	φ		m <sup>3</sup>		
	新(取付け)	φ		m <sup>3</sup>		
備 考				弁償金額 メーター	円	収 納
				そ の 他	円	
				合 計	円	

メータ台帳	収納(手数料)	受 付

水道使用(開始・中止・廃止)申請書

受付第	号
年 月 日	

①	水道使用場所		
②	使用(開始・中止)日	年 月 日	
③	使用 者	住 所	①と同一の場合不要 閉栓の場合は移転先
		フリガナ	自宅電話番号 ( )
		氏 名	連絡先番号 ( )
④	所 有 者 (③と同一の場合不要)	住 所	
		フリガナ	自宅電話番号 ( )
		氏 名	連絡先番号 ( )
⑤	水道料金の 納入方法	開始時	a 口座振替 ( 月 日振替)      b 納入通知書(送付先住所及び氏名、電話番号が③と同一の場合記入不要) 送付先住所 氏 名 電 話 番 号
		中止時	a 口座振替 ( 月 日振替)      b 精 算      c 納入通知書(送付先が③と同一の場合記入不要) 送付先住所 氏 名
上記のとおり申請します。 年 月 日			
(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲州市長			

太枠内のみ記入してください。

ここから下は記入の必要はありません。

開 栓	下水道の有無	有 ・ 無	メ ー タ ー	口 径		閉 栓	下水道の有無	有 ・ 無
	水 栓 番 号			番 号			水 栓 番 号	
	検 針 足 順			指 針			検 針 足 順	
	用 途	専用(一般家事・公共・ 営業)・公衆用・臨時用		メーカ-			用 途	専用(一般家事・公共・ 営業)・公衆用・臨時用
	開 栓 者			検 満			閉 栓 者	
	開 栓 月 日	月 日					閉 栓 月 日	月 日
	メー ター	新設 ・ 既設					メー ター	撤去 ・ 残
備考				データ入力				

様式第14号(第10条関係)

		書類処理	受 付
消 火 栓 使 用 申 請 書		受付第 号	
		年 月 日	
消 火 栓 所 在	甲州市 番地		
種 別	公設(私設)消火栓第 号		
使 用 的			
使 用 日	年 月 日		
使 用 内 容	( )ミリメートルのもの 箇所	午前 午後	時 分から 回
	( )ミリメートルのもの 箇所	午前 午後	時 分まで
使 用 内 容	( )ミリメートルのもの 箇所	午前 午後	時 分から 回
	( )ミリメートルのもの 箇所	午前 午後	時 分まで
上記のとおり消火栓を使用したいので許可願いたく申請します。			
(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長			
		申請者 住所 甲州市 番地	
		氏名	㊟
		立会人 氏名	㊟
立会手数料	円	領収	上下水道課立会者 ㊟

様式第15号(第10条関係)

給水装置所有権(使用者)変更届		受付第	号
		年	月
区	分	専用(一般家事用・営業用・公共施設用)・ 公衆用	水栓番号 第 号
給	水	場	所
変	更	内	容
変	更	理	由
変	更	期	日
新所有者(使用者)	住	所	給水場所と同一の場合不要
	フリガナ		自宅電話番号
	氏	名	連絡先番号
旧所有者(使用者)	住	所	給水場所と同一の場合不要
	フリガナ		自宅電話番号
	氏	名	連絡先番号
<p>上記のとおり、所有者(使用者)の権利義務を承継のうえ、甲州市水道事業給水条例及び同施行規程を遵守いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 *新(旧)使用者と同一の場合は不要</p>			
備	考		

様式第16号(第12条関係)

	検針者	書類処理	検査者	受付	
給水装置 水質検査請求書			受付第 号		
			年	月 日	
給水装置場所	甲州市			番地	
区分・番号	区分	用	水栓番号	第 号	
使用者氏名					
検査箇所	メーター・水質・その他( )				
検査理由					
<p>上記につき給水装置(水質)の検査を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>					
ここから先は、記入の必要はありません。					
検査月日	月	日	午前 午後	時 検査者	
メーター	口 径	型 式	番 号	指 針	有 効 期 限
検査結果				有料 無料	円



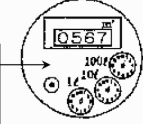
様式第17号(第13条関係)

(表)

上下水道使用量等のお知らせ				
年 月 ご請求分				
使用期間 月 日から 月 日まで				
お客様番号				
ご使用場所				
様				
メータ番号	口径	mm		
種類区分	検針員			
今回指針	( 月 日検針)			
前回指針	( 月 日検針)			
旧メータ水量	m <sup>3</sup>			
使用水量	m <sup>3</sup>			
※ 参考までに前年同月水量は m <sup>3</sup> でした。				
請求 予定 内訳	水 道		下 水 道	
	使用水量	m <sup>3</sup>	使用水量	m <sup>3</sup>
	水道料金	円	下水道料金	円
	うち消費税額	円	うち消費税額	円
	計	円	計	円
請求予定金額		円		
前回分口座振替済のお知らせ				
年 月 ご請求分の上下水道料金を 月 日にご指定の口座から振替させていただきました。				
振替 内訳	水 道		下 水 道	
	使用水量	m <sup>3</sup>	使用水量	m <sup>3</sup>
	水道料金	円	下水道料金	円
	うち消費税額	円	うち消費税額	円
	計	円	計	円
振替金額		円		
※ このお知らせは請求書ではありません。				
お知らせ欄				
甲州市役所	直通			
甲州市	代表			

(裏)

今回の検針について	
この欄にチェックのない場合は、異常ありません。	
↓	
<input type="checkbox"/>	漏水の疑いがあります。
<input type="checkbox"/>	漏水の疑いがあります。 水道の蛇口を全部閉めてこのパイロットが回っていれば漏水です。
<input type="checkbox"/>	今回水量が増えていますが、パイロットは止まっています。
<input type="checkbox"/>	メータボックス内に土が入っていますので清掃をお願いします。
お願い	
☆	引越しをされる場合には、上下水道課 までご連絡ください。(TEL )
☆	水道の修理は、必ず、甲州市指定給水装置工事事業者で修理してください。(詳しくは上下水道課まで)



様式第18号(第15条関係)

		集金者	書類処理	受付
料 金 手 数 料 等減免申請書			受付第 号	
			年 月 日	
給水装置場所	甲州市			番地
区分・番号	区分	用	水栓番号 第	号
減免の対象	水道料・工事費・手数料			
減免理由				
<p>上記のことについて を減免していただきたく申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 ㊟</p>				
副 申				
職 氏名 ㊟				
摘 要				

様式第19号(第15条関係)

(表)

		台帳処理	受 付
<u>漏 水 修 理 証 明 書</u>			
		年 月 日	
修理依頼者			
住 所		番地	
氏 名		(印)	
電 話			
次の給水装置の漏水修理申込みを 月 日に受け付け、 月 日に修理が完了したことを証明します。			
1	給水装置場所 甲州市		
2	修理場所 露出・地中(砂利、コンクリート)・立上り・その他		
3	修理内容(原因) .....		
	.....		
	(取替部品名) .....		
	.....		
4	メーター番号	修理後指針	m <sup>3</sup> 漏水量 リットル/分
			指定工事業者名 (印)
			主任技術者名 (印)
			担当者名 (印)

(裏)

修 理 場 所 位 置 図

ここから下は、記入の必要がありません。

使用料金の更正減	要	不要(理由	)
_____ 月分	更正前	_____ m <sup>3</sup>	円
	更正後	_____ m <sup>3</sup>	円
	算定方法	_____	

水道・下水道料金預金口座振替依頼書		〔金融機関控〕				
水道・下水道料金自動払込利用申込書兼廃止届						
水道使用者情報記入欄 <span style="float: right;">※太枠内を記入してください</span>						
該当するところを○ で囲んでください	新規 ・ 変更 ・ 廃止	申込日	年 月 日			
水道のご使用者	振替開始月	年 月 月から	振替廃止月	年 月 月から	《ご注意ください》 ☆アパート・マンションは部屋番号まで記入してください。 ☆電話番号、又は携帯番号は必ず記入してください。	
	水道ご使用のおところ	(〒 — )				
	(フリガナ)					
	おなまえ					
	電話番号	( ) —				
	携帯番号	— —				
	お客様番号					
※水道料金等の口座振替による支払いについて、裏面の約定を確認の上、依頼します。						
ゆうちょ銀行以外の金融機関	(フリガナ)				捨印	
	おなまえ				金融機関 お届け印	㊟
	金融機関名	銀行・組合 金庫・農協	支店名	支店 支所	口座番号	
	金融機関コード	支店番号	預金種目			
			普通・当座			
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別 コード	通 帳 記 号	通帳番号(右からつめてご記入ください。)		
			の			
	(フリガナ)				金融機関 お届け印	㊟
	おなまえ					
	おところ	(〒 — )				
	払込先 口座番号 加入者名					
お問合せ先		通 信 欄	受付日付印			
甲州市役所 上下水道課 〒 甲州市 (代表) 内線 (直通)						
お客様へ ☆振替日又は払込日…甲州市上下水道課の指定日となります。(金融機関休業日の場合は翌日営業日) ☆口座振替又は払込届の申し込み後、事務手続が完了するまでの間(1～2箇月)は、「納入通知書」でお支払いいただく場合があります。						

注 3枚複写とする。

(2枚目)

水道・下水道料金預金口座振替申込書

[上下水道課控]

水道・下水道料金自動払込受付通知書兼廃止届

水道使用者情報記入欄

※太枠内を記入してください

該当するところを○ で囲んでください		新規 ・ 変更 ・ 廃止	申込日	年 月 日	
水道のご 使用者	振替開始月	年 月から	振替廃止月	年 月から	《ご注意ください》 ☆アパート・マン ションは部屋番号 まで記入してくだ さい。 ☆電話番号、又は携 帯番号は必ず記入 してください。
	水道ご使用の おところ	(〒 — )			
	(フリガナ)				
	おなまえ				
電話番号	( ) — —				
携帯番号	— —				
		お客様番号			

※水道料金等の口座振替について、次の預金口座の正しいことを確認し、依頼書を受理致しました。

ゆう ちよ 銀行 以外 の金 融機 関	(フリガナ)		金融機関		捨 印
	おなまえ		お届け印	㊟	㊟
	金融機関名	銀行・組合 金庫・農協	支店名	支店 支所	口座番号
	金融機関コード	支店番号	預金種目		
			普通・当座		

ゆう ちよ 銀行	種目コード	契約種別 コード	通 帳 記 号	通帳番号(右からつめてご 記入ください。)
	(フリガナ)			金融機関 お届け印
	おなまえ			㊟
おところ	(〒 — )			
払込先 口座番号 加入者名				

お問合せ先	金融機関受付印	受付日付印
甲州市役所 上下水道課 〒 甲州市 (代表) 内線 (直通)		

受付通知書返送先——代表口座番号 00440—9—111

お客様へ ☆振替日又は払込日…甲州市上下水道課の指定日となります。(金融機関休業日の場合は翌日営業日)  
☆口座振替又は払込届の申し込み後、事務手続が完了するまでの間(1～2箇月)は、「納入通知書」でお支払いいただく場合があります。

(3枚目)

水道・下水道料金預金口座振替依頼書  
水道・下水道料金自動払込利用申込書兼廃止届

[お客様控]

水道使用者情報記入欄

※太枠内を記入してください

該当するところを○ で囲んでください		新規 ・ 変更 ・ 廃止	申込日	年 月 日	
水道のご 使用者	振替開始月	年 月から	振替廃止月	年 月から	《ご注意ください》 ☆アパート・マン ションは部屋番号 まで記入してくだ さい。 ☆電話番号、又は携 帯番号は必ず記入 してください。
	水道ご使用の おところ	(〒 — )			
	(フリガナ)				
	おなまえ				
電 話 番 号	( ) —				
携 帯 番 号	— —				
		お客様番号			

※水道料金等の口座振替による支払いについて、裏面の約定を確認の上、依頼します。

ゆう ち よ 銀 行 以 外 の 金 融 機 関	(フリガナ)		金融機関 お届け印	捨 印
	おなまえ		①	①
	金融機関名	銀行・組合 金庫・農協	支店名 支店 支所	口座番号
	金融機関コード	支店番号	預金種目	
		普通・当座		

ゆう ち よ 銀 行	種目コード	契約種別 コード	通 帳 記 号	通帳番号(右からつめてご 記入ください。)
			の	
	(フリガナ)			金融機関 お届け印
	おなまえ			①
おところ	(〒 — )			
払込先 口座番号 加入者名				

お問合せ先	通 信 欄	受付日付印
甲州市役所 上下水道課 〒 甲州市 (代表) 内線 (直通)		

お客様へ ☆振替日又は払込日…甲州市上下水道課の指定日となります。(金融機関休業日の場合は翌日営業日)  
☆口座振替又は払込届の申し込み後、事務手続きが完了するまでの間(1～2箇月)は、「納入通知書」でお支払いいただく場合があります。

(裏)

約 定

- 1 私が支払うべき水道料金等の納入通知書が、貴金融機関に送付されたときは、納入通知書に記載された金額を、預金口座から引き落としの上、甲州市上下水道課へお支払ください。
- 2 預金の引き落としに当たっては、当座勘定約定書又は預金規定にかかわらず、小切手の振り出し又は預金通帳及び預金払い戻し請求書の提出はいたしません。
- 3 預金口座残高が振替日又は払込日において、納入通知書の金額に満たないときは、私に通知することなく納入通知書を返却されても異議ありません。
- 4 私が受け取るべき水道料金の還付金が、甲州市上下水道課から送金された場合は、私の口座に振り込んでください。
- 5 この口座振替契約又は払込届契約は、上下水道課又は貴金融機関が必要と認める場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- 6 この口座振替又は払込届けについて、仮に紛議が生じても貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関にはご迷惑をかけません。



様式第25号(第19条関係)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">契 印</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、甲州市上下水道課職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">甲州市水道事業管理者 甲 州 市 長</p> <p style="text-align: right;">印</p>	8.5 セ ン チ メ ー ト ル	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本証は、甲州市水道事業給水条例に基づく水道の検査、調査又は収入金の徴収に関する業務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。</li><li>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</li><li>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>4 本証の有効期間は、交付の日から3年とする。</li></ol>
---	--	--

6.5センチメートル

様式第1号 (第5条関係)  
様式第2号 (第5条関係)  
様式第3号 (第6条関係)  
様式第4号 (第6条関係)  
様式第5号 (第6条関係)  
様式第6号 (第6条関係)  
様式第7号 (第6条関係)  
様式第8号 (第7条関係)  
様式第9号 (第7条関係)  
様式第10号 (第8条関係)  
様式第11号 (第8条関係)  
様式第12号 (第9条関係)  
様式第13号 (第10条関係)  
様式第14号 (第10条関係)  
様式第15号 (第10条関係)  
様式第16号 (第12条関係)  
様式第17号 (第13条関係)  
様式第18号 (第15条関係)  
様式第19号 (第15条関係)  
様式第20号 削除  
様式第21号 削除  
様式第22号 (第16条関係)  
様式第23号 削除  
様式第24号 削除  
様式第25号 (第19条関係)